

盛岡地方振興局長告示第 39 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 18 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0370103194	茶話本舗デイサービス山岸之家	盛岡市山岸五丁目 9 番 37 号	株式会社アクア	平成 19 年 12 月 1 日